福島社発第　１９２　号
平成２５年１１月１２日

会員各位

福島県社会保険労務士会
会長　金　子　昌　明
（公印省略）

予約年金相談の活用と街角の年金相談センター福島の利用のお願い

平成２５年１１月６日付、東北福島年金事務所より別添のとおり要請がありました。

街角の年金相談センター福島（以下「年金相談センター」という。）においては、１１月５日から障害年金や労災が関わるものなどの手続き・相談について、ゆっくりと相談に応じられるよう専用コーナーを設けました。年金相談センターでは、サービス向上とあわせて相談員の資質の向上を図るため毎月１回の研修等に努め、各方面に働きかけ利用の促進を図っているところですが、利用者をいかに増やすかが現在大きな課題でありますので、年金相談センターを極力ご利用いただきたく、ご協力のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、年金事務所では障害年金等の手続きに関して受付を拒むものではありません。１０月より、福島県内の年金事務所と街角の年金相談センター福島において予約制を導入しておりますので、障害年金等のご利用の際には、事前にご予約のうえご相談いただきたくよろしくお願いいたします。

福 島 年 発 第 4 号
平成２５年１１月６日

福島県社会保険労務士会会長　様

日本年金機構
東北福島年金事務所長

予約年金相談の活用と街角の年金相談センターの
利用促進について（要請）

日頃より年金事業の運営にあたりましては、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、福島県内の年金事務所と街角の年金相談センター福島においては、平成２５年１０月より、お客様のサービス向上の一環として、予約制による年金相談を実施しております。事前にご予約していただくことにより、待ち時間の短縮および丁寧でスムーズな年金相談が可能となります。

つきましては、貴職におかれまして、会員の皆様へ予約相談のご活用を周知していただきますようよろしくお願いいたします。

また、街角の年金相談センター福島の利用者拡大が大きな課題となっていることから、会員の皆様に街角の年金相談センターでの予約相談の積極的な活用についても、あわせてご周知いただきますようお願い申し上げます。

担当　東北福島年金事務所　お客様相談室　古川
電話 024-535-0141　自動音声案内⑨の次に⑤を選択してください。

25.11

年金相談の予約制のお知らせ

福島県内の年金事務所・街角年金相談センターでは、
予約制による年金相談を実施しております。
事前にご予約いただくことにより、お待たせ時間の短縮、
スムーズな年金相談が可能になりますので、ぜひご利用ください。

～予約のお申込み方法～

○ 相談希望日の1ヶ月前から希望日の前々日までに、お電話又は年金相談窓口でお受けいたしております。
○ ご予約の際には、相談者および配偶者の氏名、基礎年金番号、お電話番号、相談内容等について確認させていただきます。
○ 年金手帳・年金証書をお手元にご準備のうえ、予約申し込みください。

※ 予約状況により、ご希望の日時を調整させていただく場合がありますので、あらかじめご了承願います。

～予約申し込み電話番号～

事務所名	☎電話番号	ナビダイヤル（自動音声案内）
★東北福島年金事務所	024－535－0149	
★郡山年金事務所	024－932－3434	「9」の後に「5」を押してください
★平年金事務所	0246－23－5611	「9」の後に「5」を押してください
★会津若松年金事務所	0242－27－5321	「9」の後に「5」を押してください
★相馬年金事務所	0244－36－5172	「9」の後に「2」を押してください
★白河年金事務所	0248－27－4161	「9」の後に「2」を押してください
★街角年金相談センター	024－531－3838	

※ 予約の受付時間は平日8:30から17:00までです。
（土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く）

＊年金相談にお越しの際は、年金手帳（基礎年金番号通知書）、年金証書など、相談者本人であることを確認できるものを持参のうえ、予約時間までに総合窓口にお申し出ください。
＊代理の方がご相談に来られる際には、委任状が必要となります。
＊ご都合により、来所できない場合には、事前にご連絡をお願いいたします。

日本年金機構
Japan Pension Service